## 利用者支援交付金のQ&A

No.	分類	質問	回答
1	申請	利用料を支払ったことを証明する書類の提出は必要ですか。	必要です。領収書など、利用料を支払ったことを証明する書類を 施設の方に作成していただくようお願いします。
2	申請	他の団体から利用料補助金を受給していますが、つくば市の利用 者支援交付金も申請することは可能ですか。	可能です。ただし、他の団体と市の補助額を合算した額が、支 払った利用料を上回ることはありません。
3	申請	きょうだいでフリースクールを利用しています。一つの申請書で 複数人分申請できますか。	できません。申請書はお子様1人ごとに作成してください。
4	申請	つくば市外に住民登録をしていますが、つくば市内の学校に通っ ています。交付金を申請することはできますか。	できません。つくば市の住民基本台帳に登録されており、つくば 市に居住していることが必要です。
5	申請	市税の滞納がある場合、申請できますか。	申請は可能ですが、交付金は不交付となります。申請期限までに 納付してください。
6	申請	申請期限を過ぎてしまいましたが、遡って申請できますか。	できません。申請期間中にお願いします。
7	申請	申立書は交付金の申請ごとに提出が必要ですか。	申請ごとに提出が必要です。申請ごとに申立書を施設の方に作成 していただくようお願いします。
8	経費	テキスト代や体験活動費、相談料など、利用料とは別の費用は、 交付金の対象経費になりますか。	なりません。利用料として徴収された金額のみが交付金の対象経 費となります。領収書で確認します。
9	経費	つくば市外に住んでいた時の施設の利用料も交付対象となります か。	対象になりません。

## 利用者支援交付金のQ&A

No.	分類	質問	回答
10	経費	オンラインやアウトリーチの支援を受けている場合は、交付対象 になりますか。	次の対象施設の要件を全て満たす施設であれば、交付対象となります。要件は、申請時に提出する「つくば市民間不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金に係る申立書」により確認します。※申立書は、施設の方が記入します。 【対象施設の要件】 ア 月曜日から金曜日までのうち、週3日以上開所すること。 イ 学校の課業時間内であるおおむね午前8時から午後5時までの間で4時間以上施設を開所し、学習支援又は居場所の提供を行うこと。ウ 不登校児童生徒に対する相談及び指導に関し、深い理解、知識又は経験を有していること。 エ 学校と施設が相互に不登校児童生徒又はその家庭を支援するために必要な情報を交換する等、学校との間に十分な連携協力体制を構築することができること。 オ 学習支援又は居場所の提供を行うために必要な施設及び設備を有している、又は準備できること。 カ 施設での活動の様子等を利用者の保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携協力関係を構築することができること。 カ 施設での活動の様子等を利用者の保護者に定期的に連絡する等、家庭との間に十分な連携協力関係を構築することができること。 ウ 政治活動又は宗教活動を民間不登校児童生徒支援施設の運営の主たる目的としていないこと。 ケ 民間不登校児童生徒支援施設の職員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
11	経費	つくば市外の施設を利用している場合は、交付対象になります か。	No.10の回答にある対象施設の要件を全て満たす施設であれば、 交付対象となります。要件は、申請時に提出する「つくば市民間 不登校児童生徒支援施設利用者支援交付金に係る申立書」により 確認します。※申立書は、施設の方が記入します。

## 利用者支援交付金のQ&A

No.	分類	質問	回答
12	経費	利用している施設が交付対象となるか、市役所で確認できます か。	申請前の確認はできません。申請時に提出する「つくば市民間不 登校児童生徒支援施設利用者支援交付金に係る申立書」の内容を 確認し、交付対象となるか決定します。
13	経費	夏休みや学校休業日などに利用した場合の利用料は、交付対象に なりますか。	交付対象となります。